

## 教育・保育提供区域について

## (1) 国の考え方

## 【子ども・子育て支援法 第61条2項】

『地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を勘案し以下を定める』

## 区域ごとに

- 教育・保育施設に係る必要利用定員総数、提供体制確保内容
- 地域型保育事業に係る必要利用定員総数、提供体制確保内容
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制確保内容

		1年目			2年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人
②-①		0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人



同様に5年間分を記載

## 【子ども・子育て関連3法について】

## ○保育に関する認可・認定制度の改善

「欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。」

「その際都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。」

## 【国の子ども・子育て会議資料より】

## ○「地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に移動可能な区域」

※小学校区 中学校区 行政区などを想定

## (2) 洲本市の既存区域

種類	区数
小学校区	13
中学校区	5
行政区	108